



8月は「差別をなくす運動月間」です。

大分県や玖珠町では、国の同和対策審議会答申が出された8月を「差別をなくす運動月間」と定め、部落差別問題（同和問題）の解決を目指すとともに、さまざまな人権問題に関する理解を深める機会にさせていただくため、講演会を開催します。

「人権を守る町民のつどい」(入場無料)

日時 8月4日(水)午後7時～
場所 くすまちメルサンホール
演題 今を生きる私たちー歴史から学ぶ「差別のおかしさ」ー
講師 一法師 英昭さん

差別をなくす月間 「県民講座」(入場無料)

日時 8月25日(水)午後1時～
場所 パトリア日田
演題 芸能と差別
講師 中西 和久さん
(京楽座主宰、俳優・演出家)

部落差別問題に関する正しい理解を深めましょう

部落差別問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別のことです。日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇などの事案のほか、差別的な内容の文書が送られたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みをされる、といった事案が発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。部落差別問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する差別などの防止について

体質や持病などの理由で、新型コロナウイルスワクチンを接種できない人もいます。

また、接種を受けることは強制ではなく、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解した上で、自らの意志で接種を受けていただくことになります。

接種していない人に対して、接種の強制や差別、不利益な取り扱いを行うことのないよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

□ 隣保館は、あなたの身近な相談窓口です。

隣保館では、人権に関すること、生活のこと、就労のことなど様々な相談に応じています。

町内にお住まいの方であればどなたでも相談に対応いたします(相談無料)。

相談内容は固く守られていますのでご安心ください。なお、相談は電話でも受け付けていますが、相談内容によっては、ご来館が必要な場合もあります。

8月の行事予定

※保：玖珠町隣保館

8日(日)午後1時30分～	編物教室(保)	19日(木)午後1時30分～	生花教室(保)
12日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)	22日(日)午後1時30分～	編物教室(保)
12日(木)午後1時30分～	生花教室(保)	25日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)
18日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)	26日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)

*カラオケ教室(保)は休講

ハローワークの求人情報もありますので、お気軽に隣保館にお尋ねください